青色申告説明会

農業者を対象に青色申告に関する説明会を開催します。

《 対象者 》 農業所得の税申告を行っている農業者。

青色申告へ移行を検討している方は、ぜひご参加ください。

《申し込み》参加される方は、事前に各会場の申込み先へ

電話で申込み願います。

《料金》無料です。

会 場	日 時	申込み先
NOSAI宮城 県南支所	令和7年 1月21日(火) 午後2時	県南支所 0120-059-431
石巻市河北総合センター ビッグバン 視聴覚室	1月23日(木) 午前10時	県北支所 0120-818-413
NOSAI宮城 中央支所	1月23日(木) 午後2時	中央支所 0120-832-141
栗原市市民活動支援センター 築館総合支所 2階多目的室	1月24日(金) 午前10時	県北支所 0120-818-413
NOSAI宮城 県北支所	1月24日(金) 午後2時	県北支所 0120-818-413





宮城県農業共済組合 大崎市三本木字大豆坂24-3

県南支所 O12O-O59-431 角田市角田字町田113

中央支所 0120-832-141 大崎市三本木字大豆坂24-3

県北支所 0120-818-413 登米市迫町森字平柳34-88

青色申告についてはコチラから

青色申告

検索

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2070.htm

農業経営者のみなさん

青色申告を始めましょう

青色申告は

かんたん!

青色申告を始めるには、 まず何をすればいいの?



青色申告には、複式簿記の他に 簡易な方式があります

簡易な方式の青色申告は、白色申告で整理した帳簿の他に、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定 資産台帳を整備し、日々の取引を残高まで記帳すれば 行えます。

- ※ 簡易な方式の場合の青色申告特別控除は最高10万円です。
- ※ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の<u>3月15日</u> までに所轄の税務署に**「青色申告承認申請書」**を提出する必 要があります。

メリットも

たくさん!

青色申告は、自分の経営を客 観的につかむための重要な ツールです。

青色申告には、<u>税制上のメ</u> <u>リット</u>もありますので、<u>早速、</u> 取り組んでみましょう。

○最高で65万円の特別控除

「正規の簿記」の場合は55万円(電子申告の場合 65万円)を、「簡易な方式」の場合は10万円を一 定の要件の下で所得から控除可能です。

- ○損失額の繰越しと繰戻しができます
- ○専従者の給与額を必要経費に算入できます
- ○農業経営基盤強化準備金制度が使えます
- ○農業者年金の保険料補助(最高1万円/月)

収入保険に

加入できます





農業収入の減少を幅広く補償します

- ○加入申請時に青色申告の実績が1年分あれ ば加入できます
- ※令和7年分から青色申告を始めた場合は、令和8年 1月から保険期間が始まる収入保険に加入できます。

